

第5回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会 議事録

【日時】平成17年9月26日（月）18:30～21:00

【場所】アトリウム地下多目的会議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

秋山隆幸

大阿久紳介

大島いずみ

岡上直子

片山清史

河本道雄

木戸陽成

熊澤茂

小原隆治

鈴木恭一郎

関根和弘

高桑力也

高橋司郎

高山喜一郎

田中一男

辻山幸宣

西村貴

沼田良

野口暢子

長谷川和寛

林芳雄

樋口和之

古谷茂雄

村上祐允

矢崎久雄

山浦成子

若井治子



議事次第

1. 開会

3. その他

2. ワークショップ

4. 閉会

テーマ「情報共有・情報公開」

1. 開会

会長

定刻になったので始める。今日の進め方については、先ほど世話人会で相談がなされていると思うので、それをお聞きし、皆さんに諮ることとする。その前に全体を通して、事務的なことを事務局から。

事務局

お忙しいところをお集まり頂き、有難うございます。本日会議に先立って若干連絡と説明を申し上げます。資料については、事前に配布した資料3件と、本日机上に配布した資料が5件ある。必要に応じてワークショップの参考にして頂きたい。ワークショップの中で質問等があったら職員に声をかけて頂ければ、説明を申し上げたい。今回事務の関係で事前に配布できなくて申し訳なく思っている。次回からは事前に配布し、目を通して頂けるようにしたいと思っている。また、毎回のことだが、テープ起こしを行っている関係上、発言の前には名前をおっしゃって頂きたい。

第4回の議事録については事前送付させて頂いたが、22日までにご意見がなかったもので確定とし、そのままホームページに掲載したい。

2. ワークショップ

◆資料説明および進め方の確認

事務局	(資料説明)
会長	また質問等があれば議論の際に事務局を呼んで頂いて、テーブルの方でお聞きになったら良いと思う。今日の議論に関して、世話人会でまとめていたら報告をして頂きたい。
世話人A	お手元のワークショップの内容について、情報共有・区民参加という議題が出ているが、どちらにしても内容的にかなりハードなものである。時間的に項目をひとくくりにするのは難しいと思う。よって、まずは情報共有に関して各班で議論して頂く。そして、難しいとは思いますが時間に余裕があれば区民参加について入って議論していく、というような、進行をしていきたいと思う。今は6時42分だが、発表等の時間もあるので8時までを目途にそれぞれの班でこの内容について議論して頂きたい。
会長	また、情報共有云々の話になると、当然区側の現状と認識の部分と、我々の側の現状と認識の部分とで、皆さんのお考えがあると思う。先に、区民の認識として、どのようなイメージがあるのか議論して頂き、その次に区側から回答を求めるようであれば回答を求め、ディスカッション形式にするなどして、8時まで時間を使い、この部分を詰めていこう、という話をしてある。残った8時以降について、補足内容なり、もう少し踏み込んだ話になるのかと思う。そのように進めていきたいと思うがいかがだろうか。
会長	だいたい8時までを目安に情報共有・情報公開の現状について、現状認識を出し合いながら、どういう条例のイメージを作っていくのか、意見を出し合いながらやっていこうということである。行政の方もだれか説明できる方が付いてくれるということなので、もし説明を求められたら議論をして頂きたい。なお、区民参加について議論するなどと言っているわけではない。情報の問題については、参加の問題と切り離せないという事情もある。主として情報共有・情報公開ということについて議論して頂ければということである。
世話人A	では、皆さんにこれから議論して頂きたい。
世話人A	第2班の方から、もともと本日は女性の欠席者が多いということもあるが、第2班には女性が一人もいなく問題があるのではという意見が出ている。本日のグループ分けについて、再考する必要があるか諮りたい。
A委員	次回以降のグループ分けの方法は、例えば、男性用のくじと女性用のくじを別々にするなど、世話人の方々に検討頂いて、本日はこのグループ分けで議論してはどうか。
B委員	やはり、他の班で女性が3名、4名いるところもあるのは、おかしくないか。
会長	男女のバランスが悪いから議論が成り立たないということが発生するのであれば、それは問題で、グループ分けのルールを見直す必要がある。ただ、この懇談会ではそれほど問題にならないのではないかと。確かに、女性の見方が大事であるということに異論はない。
世話人B	私(=大島委員)が第3班から第2班へ移れば良いが、第3班の世話人である熊澤委員が早退するという事なので、私と第2班の世話人である木戸委員が交代すれば問題ない。本日はそれです承頂きたい。
世話人A	次回以降のグループ分けの方法については、世話人の間で検討し決めたい。 (第2班から第3班へ木戸委員が、第3班から第2班へ大島委員が移動)

◆ワークショップ報告

会長

時間になったので、それぞれの班の報告をして頂く。今回からは報告後に少し、こちらではこういう議論をしたが、あちらはどうだ、というような議論を煮詰めることを行いたいと思う。これは3班全部が報告を終わってから行いたい。

では、1班から。

長谷川委員

司会は片山委員が行い、報告は長谷川が行う。
色々な意見が出てきたが、4つのカテゴリ分けをした。



①情報管理

公の情報は、どんどん公開すべきという意見が出た。だが、現在様々な問題が出ている個人情報について、原則非公開とする必要があるだろう。また、公人・私人の情報をしっかりと見極めていくべき。また、セキュリティの管理が重要になってくるのではないかという意見も出た。現在練馬区の方では情報関連で、外部委託をしているところもあるようだが、そういったところでのセキュリティ上の管理が重要になってくるのではないかという意見が出た。

②情報の発信・提供

主に区報の部分で、町内会などで全戸配布しても良いのではないかという意見も出た。現在は「コンビニ」「新聞折り込み」「求めに応じて郵送」も行われているということである。本来は全戸配布もあるのだろうが、コスト面で68万人の人口を抱えているということを見ると、現状が妥当ではないかという意見が出た。

③情報の共有・その方法

現状を見ると、どこの自治体でも区の情報に圧倒的に多く、区民の情報が少ないといった構造になっていると考えられる。区としては、情報の出し方等に工夫を凝らしていくということと、区民がいったいどういった情報が必要なのか、広報・広聴とをあわせ、オンデマンドという仕組みについて考える必要がある。ただし、コストの問題が関わってくる。情報公開請求を大量に行うという方もいらっしゃるようで、特定の人のみへの公開に係るコスト・手間が極端に増える、その代わりに公平に皆さんに情報が届くという部分がおろそかになる、というような構造にならないようにすべきだという意見が出た。

④練馬区の情報公開の現状

練馬区の情報公開の現状ということで、区の方にも情報を頂いたが、現在データベース化され、便利になったと思う。また、部課別ということだが、今後は分野別になって使い易くなるという予定のようだ。

情報の量が膨大であることや多分野にわたることから、自分から情報を求める、自分から区報なりパンフレットを読まないとなかなか情報が入ってこないという部分がある。こういった場合をどうしたら良いのかを考えていく必要があるといった意見も出た。以上。

会長

何か補足等はあるか。

無いようなので次にいく。

2班は関根委員が司会をし、大島が発表する。現状をまずみんなで話し合ってみようという事で、まず、区民の欲しい情報が来ているのかという点。公開制度があるけれど、公開された情報が自分の求める情報ではなく、求める情報が出てこなかった。行政は情報公開の内容を理解していないようなのではないかという意見が出てきた。



区民参加のイベントでその費用が公開されないというのがある。これはおそらく、前例主義によるものではないかという意見があった。1班と同じようなものになるが、まず、情報はとりにいくもの、待っているだけでは流れてはこない。自分から求めにいかなくてはならない。その中で考えられるのは、情報は公開されているから安心だ、というのではなく、情報をとりにいくという区民の文化が必要。そういうことをすることによって、情報は公開されるべきものということで、区も区民も考えが変わってくるのではないか。

もう一つ、区と区民の協働に関して、大泉さくら運動公園の管理について1万坪分を区と区民で協働して管理している。それは地元の人が、作業内容に関して区と協定を結んで管理しているということだが、それ以外の範囲での働きの部分もある。これは予算では保障されていないが、自分たちで行っているので良いのではないか。また、これは高齢者の活性化にも繋がっているという話がでた。消防団も自発的に活動している。だが、危険マップなどは練馬独自のものはなく、この点では情報の共有はできていない。これはただあれば良いというものではない。これがあることによって地価が下がるという問題もある。情報の共有と個人の権利について、相反するものがあるという意見が出た。個人情報保護条例ができたことによって、自分の情報を出すということに過度に反応があるのではないか。先ほどの1班の話では、どこまでが私人でどこまでが公人かという話が出たが、例えばグループの代表や自治会の代表は個人（私人）であるのか公人であるのかというのがなかなか明確化されていない、という問題もある。

民間委託、区民協働ということは、良い事ではあるが、逆に協働で行うことによって曖昧な部分が増えるのではないだろうか。曖昧な部分はどういうことかという、区が行っている情報公開があり、これを民間や区民が行うとなると、実際知りたい情報をどこまで求めていくか。民間なり、区民が情報をどこまで開示できるのか、情報公開があってもそれは使っていけない情報なのではないかという不安があるという意見が出てきた。

他には、決定されてから情報が流されるまでに、事前説明が不足しているということ。決められてから情報が流されているので、何がどうなって、どういう風にして決まったのかがわからない。先ほど資料の中に公開を求められた請求の内容及び、区政について何件、というのがあったが、細かい詳細については述べられていないし、区の方も把握されていない。一体何が区民の知りたい情報だったのかがわからない。また、公開と非公開の線引きが明らかではない。何が公開で、何が非公開なのかというルールが必要

なのではないか。これは自治体でかなり違うので、練馬区独自のきちんとしたルール化が必要だと思う。この中でわかってきたのは、決定までのプロセスが公開されるということが、区民にとって情報を得るという面で非常に大切だということ。どんなプロセスを経て決定されたかということを知ることによって、かなり区政に対する理解が深まっていくと思う。いくつかキーワードとしてでてきたのは、共有と公開は分けて考えた方がよいのではないかということ。共有するものと公開されているものは違うということ。また、本日の資料はしっかり熟読すれば、よくわかる情報公開に関する資料だということ。先ほどホームページの話もでていたが、練馬区のホームページの更新は早いという話が出てきた。2班では自治基本条例、情報公開条例もそうだが、条例ができたから良いというのではなく、運用していく区の意識、区民の意識が重要ではないかということが結論的として出てきた。

会長
木戸委員

では、3班お願いします。

3班は司会を山浦委員が行い、発表を木戸が行う。

ほとんど同じようなことを発表されていたので、議論の筋道を伝える。

まず、現状の問題点について話し合った。今の情報公開制度でいいのだろうかというところから話し始めた。情報公開の請求をした時、窓口はありながらも、その請求の情報をどこまで公開するのかという点は、現場の職員の方が判断をしているようだという話が出てきた。具体的にいうと、公開した資料の1ページのほぼ全てが黒く塗りつぶされているのに、写しをもらうと一枚10円を取られたというようなのがあったという。実際にそのルールというものはどういったものなのかを話し合った。配られた資料によるとほとんど非公開に近い公開のように思えるが、不服審査会があるというのを区の方から説明があった。その審査会はどういう人が、どんな観点から、どんな基準で判断するのかについては配られた資料には書いておらず、明確なお答えを頂けなかったが、そこには明確な基準付け、ルールが必要だと思う。ここには誰もが納得し、理解できるようなわかりやすいルールが欲しいですねという話が出た。



また、異議申し立てを行う根拠となる条文が、自治基本条例の中に含まれるべきだという話も出た。そこから、情報公開制度というのは、請求してはじめて公開されるものであるのかどうか。3班の中でも全員が情報公開請求をしたことがあるわけでもないし、区民の中にはあまり関心が無い人や、今のままで良いと思っている人がいる。ここでは持っている情報の格差がでてくる。そう考えると情報を公開する、共有するというのは全く別のもので話が違うのではないかということになった。情報を公開するということはどういったことを話し合ってみると、町内会活動であったり、民生委員からの問題点の提起などであったりすると思う。一番大きなのは、町内会を活動するに当たって名簿を作れないということらしい。個人情報保護法ができてから、どなたがメンバーかどうかはわかっても、その方たちがどこにいるのか、どうやって連絡するのかがわからない、ということで横の連絡が取り合えなくなっている。個人情報保護を名目に

情報が出せないと、どういう問題が起こるかということを考えてみると、例えば防災の問題が考えられる。地震や水害が起きた時に、ひとり暮らしのお年寄りをいざというとき、どなたが助けに行くかというのを町内会や防災組織であれば決めているのかもしれない。普段から私は足腰が弱いなどという話がでていれば何とかなるのかもしれないが、表札がそもそも出ていないだとか、町内会の人を訪ねても居留守を使うだとか、もしくは本当にいないだとか、いう人もいる。個人情報を出したくないという人はいるが、そういう人と、自治会に積極的に参加している人は、いざというときに情報を共有できないという問題がある。例えば、「火事だ、だから逃げなきゃいけない、右に逃げるか左に逃げるか」といった場合、そもそも持っている情報が違ったらどうやって共有するのか。またはそれを伝える手段すらない人にどうやって伝えるのだという問題がある。そこで出てきたのは、個人情報保護法がありながらも、区民同士では個人情報をある程度共有する必要があるのではないかと、もしくは、区民と区の間で共有する必要があるのではないかという話が出てきた。情報の種類はそれだけではないと考えた時に、自治基本条例ということなので、自治に関することだが、区政・区が持っている情報はどういう風にして共有しあうべきなのか。個人情報は区民全員で共有すべきものなのか、あるいは、限られたもの、目的に応じた共有の仕方があるのではないかということ。例えば公共事業の計画だとか、もしくは重要な区民生活に関わる情報は、区と区民全員、当然区議会も含め、共有しあうべきものだろう。町内会の情報は、その町内会の組織とそれを担当する区の部課長とで共有すべきものではないか、ということで、情報の種類でどういった共有の仕方があるのか、ルールが必要なのではないかと。それがあれば、町内会に個人情報を明らかにし、名簿づくりで名前・住所・電話番号を知らせたとして、それが思いもよらないところまで情報が漏れる心配は無いだろう。ルールが明確になれば、安心して自治会へ参加し、名前・住所・電話番号を教えるということができるようではないか。今、情報公開の条例はあるが、情報共有のルールも作りましょうという話になった。情報共有を明文化する時に、共有するのは区の義務、区の持つ情報は区民のものであり、区民の情報なので区民全員で共有するという考え方が出てきた。しかし、知る努力も必要だということもある。いくら区が義務だから公開するということであっても、その情報を受け取らない人がいれば、知っている人と知らない人で格差ができてしまう。そういうことで共有が難しい。情報共有は区民の権利だが、もっと知ろうとする努力もしなければいけない。しかし、子育て中の方や働いている方などはそこまで時間を使えないかもしれないということで、何か第三者機関のようなものが、適宜・必要なタイミングで区民に知らせる仕組みもあった方が良くはないか。そのようなルールも規定したらどうかという話になった。情報を共有するためには、その伝達手段が重要になるが、その伝達手段が今までは、不十分だったのではないかと。それらは区報であったり、インターネットのホームページであったりしたが、それだけでは頼りないと思う。例えば新聞をとっていない人には、区報が見られないし、パソコンが使えない人には、インターネットのホームページも見ることができない。パソコンを持っていても見る気がない人は見ない。新聞やテレビのように、その気になってチャンネルを合わせればすぐ見られるといったような状態を作り上げることが情報格差の解消になるのではないかという話が出た。テレビなどで区議会が見られるとか、傍聴にいかなくても見ら

れるだとか、必要な情報を持っていない人がでないようにしたいという話になった。一番大切なのはどんな情報が必要か、いつ情報を提供するかということだと思う。例えば、あなたの近くにどんなものができるだとか、そのようなものが決まってから公開されるのではなく、検討が始まっているだとか、計画を策定しようと思っているがパブリックコメントを募集するだとか、そういうことを伝えてくれる仕組みが欲しいということになった。コミュニティでいろいろ話がでてきたが、今でも町会で町会長が集まって意見交換をする町会連合会があり、その結果を区長に「このような話が出た」ということを話し、返事をもらうといったような機会がある。そこから迅速な対応に繋がったりすることがあるようだが、そういった町内会活動を活発化させていくことが大切だと思う。そのためにも、情報の共有を通じて区民一人ひとりが横の繋がりを持ち区民の活動を活発化させていくことで、情報共有もより進むのではないかという話が出た。そのためにはご近所づきあいも大事にしたいというところで話が落ち着いた。

会長 有難うございました。3班に報告頂いたが、相互に質問・意見があったら挙手をして頂きたい。

A委員 前回からテーマ別の議論ということで、今回は情報共有をやった。テーマを分けたのは、会長のほうから、条文ができるような話を、テーマを決めて深めていこうということだったと思う。私も含むのかもしれないが、前回も今回も政策的な話、こうしたら良い、ああすれば良いという議論が多いのではないかと思う。やはり、具体的なものから絞るといことなのだろうが、このままでは条例の柱立ての議論までには到達できない状態ではないかと思う。この点で、何か特効薬的なものでもあれば何か教えて頂きたい。

会長 実は同じことを考えていた。その解決策を今考えている。会場にやってきて、議論を始めてくださいとなった時に、どんな手順で、どんな柱でやるかという議論の進め方のマニュアルが全然できていない状態になっており、みんな手探りになっている。よって、非常に個性的になっている。世話人会で大枠のことを決めて頂くと同時に、これまでに出了意見がかなり資料として整理されているので、最初に、例えば「情報公開はなぜ区民にとって大事か」、「今の情報公開の制度はどこに欠陥があるか」、「情報公開というのは、提供しなければいけないのか、とりにいかなければならないのか、その時にアクセスするチャンスを与えなければならぬのか」等、そういう議論の進め方を事前に用意しておいて、今日はどうなことをやったらよいかということ各班の司会者に示すことができると思う。世話人会に押し付けて申し訳ないが、ちょっと検討してみたらどうかということで提案した。副会長どうか。

副会長 30分しかないので、今日の様子を考えると少し無理だと思う。世話人も今日の最初に30分だけ、その前には何もなかった。そういったことならもっと頻繁にメールでも使って議論しておくことも必要だと思うし、可能でもあると思う。貴重な提案なので次回からは活かしたいと思うが、他の世話人はどうか。

世話人A 時間短縮とスムーズな進行のためにメールなどで、ということは合意までには至ってなかったが、そのようにしようという話にはなっていた。今投げかけを頂いたとおり、メール等であれば会う必要も無いと思われる。ある程度やり取りをして、よりスムーズで的確なものが用意できるように努力したい。

会長 また、今日の議論では、個人情報議論は情報公開の対比でしか議論されておらず、

個人情報と区という政府がどう扱っていくかという議論は無かった。そういうのは今日どういった議論を進めたいかといった見取り図が存在していなかったからだと思う。それは次回から解消されるように期待したい。その他何かあるか。

C委員

今の点に関連してというと、自治基本条例は抽象度が高い話なので、もう少し具体的な話にしていきたいということになると、既に山のようにというか、先行例はたくさんある。情報公開に関しては3条とか4条とかにあると思うが、そういった他の自治体を見て、ではわが練馬区ではどういったものが良いのか、といったような具体的に落とした話ができれば少し前進できると思う。先ほど、こちらの班でたものとして、民間委託があったときにそういうところの情報公開はどうしてくれるのかといった議論が出てきた。そうすると、具体的話として、情報公開の実施機関は区と議会だけだと足りないかもしれないという話になる。そうすると、条文としてどうしたら良いかといったような具体的話ができるかもしれない。そのような前進の仕方もあるかと思う。

会長

となると、今回、親切に用意して頂いた資料をまたお願いするということになるかと思う。次だったら参加というところに関する資料を、できれば事前をお願いしたい。

D委員

今日、各班からでたご意見と、会長にまとめてもらって、次回は資料に従って行うという話は大変議事進行をスムーズにすると思うし、意見がまとまって良いことだと思う。よろしくをお願いしたい。

会長

ということなので、ここで終わりにするのがすごく落ちが良いと思うが、念のために他に何かあるか聞くが。

長谷川委員

前回私はお休みをさせて頂いた。そこで世話人の方が決められたということだが、私も世話人の話ができれば是非と思っていた。もう6名で固定ということか。世話人の方々も働いており、常時出席することや、30分前に集まるということも難しいと思う。もし、私でよければ世話人として参加させて頂きたいがよろしいか。

一同

(拍手)

長谷川委員

有難うございます。

会長

前向きな発言を有難うございました。その他あるか。

E委員

今日の議論とは横道にそれてしまうが、どうしても皆さんに提案したいので発言させて頂きたい。今年の7月・8月と関東地方も大きな地震に見舞われ、去年も新潟県の中越地震など、大きな地震や災害があった。そういったものが起きてしまった時に、日常にあるコミュニティが崩れてしまい、避難生活をする。近くの例でいうと三宅島等は、全島避難ということで、全く今までのコミュニティが崩れてしまう。その中でも三宅町は自治を続けたというのがある。アメリカでもハリケーンによってニューオリンズの街が壊滅し、コミュニティが崩れるということも起きている。この自治基本条例の全体像というのは、私が思っていたものと変わってきてはいるが、そういう大きな災害が起きた時に、今ある町内会の形は崩れてしまうと思う。大きなマンションが崩壊してしまったりだとか、マンションでなくても家が全倒壊してしまったり。住める人はそこに残りたいと思うだろうが、そうなった時の自治という体制、そういった非常時の自治、避難所と練馬区の間に入って避難生活の改善のために話し合いをするといったような仕組みなどを、この自治基本条例の中で決めておいたらどうか。非常時の自治というものになると思うが。これまでの中では、触れられてはいない議論なので、項目を1つ別で設

けてはどうかと提案したい。皆さんはどうお考えになるか。

A委員

こういった具体的な提案は、皆さんの前で諮るということではなく、とりあえず世話人会に預けられたらどうか。世話人会で相談し、そして全員に図するというスタイルをとるのはどうかと思うが。

会長

世話人会に預けられても困ると思うが。今まで出てきた意見の羅列があり、他に抜けている論点がないかというのが、どこかで必要だと思う。最初は班の中から立ち上げていくという手順になると思う。世話人会の方も、このリストが全てではないということ念頭において、普段からそういうご意見があったらどうするかを考えながら対処して頂くしかないと思う。そういうのは温めておいて頂く。ちなみに、ごく一部の自治基本条例には「危機管理」という項目を置いているところもある。しかしこれは、災害時だけのことではない。災害時のみのことを作るとしたら、もう一つ仕組みを作る必要があると思う。相当ボリュームのある話なので、しっかり受け止めなければいけないと思う。

その他はあるか。

相互の関連が出てくると、少し深まっていくと思う。ここに、今まで出てきた意見と、委員に応募される際にお書きになった意見のキーワードが一覧になっている。是非、班の討議の時には該当部分には目を通し、触れるべきところでは、班の議論の中で触れておいて頂かないと、せっかく出された意見が、省みられることも無く進んでしまうことになりそうなので、そのようにお願いしたい。そうすると、今日抜けていた個人情報の保護や会議公開の原則などの話に至っていなかったというのがわかると思う。

今回は、この図でいくと3の区民参加になるが、これも相当なボリュームである。これだけでいくのか、関係する協働・コミュニティなどもあるが、少しボリュームがありすぎると思うので区民参加ということで、一応考えるということにしたい。そして、世話人会で具体的にどういうふうにして進めて行くかということを考えて頂くことにしたい。

3. その他

会長

それでは終わりにさせて頂く。事務局の方でなにか連絡があれば。

事務局

今回は10月17日(月)、その次が11月16日(水)、そして年内最後が12月12日(月)となる。

本日は、資料が当日配布になって申し訳ございませんでした。今回は事前に手元に届くようにしたい。

4. 閉会

会長

それでは第5回懇談会を終了する。

次回予定

【日時】平成17年10月17日(月)18:30～21:00

【場所】アトリウム地下多目的会議室

【内容】ワークショップ テーマ「区民参加」